学校法人神戸薬科大学特任助教の就業等に関する規程（案）

（目的）

第１条　学校法人神戸薬科大学特任助教の就業等に関する規程（以下「本規程」という）は、学校法人神戸薬科大学における教員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という）に定めるところにより、学校法人神戸薬科大学（以下「本法人」という）が特任助教について、就業等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（特任助教の任務等）

第２条　特任助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、研究室に所属し、担当する実習等の教育支援及び研究支援に従事する。

２　特任助教の選考基準は、神戸薬科大学教育職員選考基準を準用する。

（契約期間及び契約の更新）

第３条　特任助教の契約期間及び契約の更新については、次の各号に掲げるところによる。この場合の契約の更新は、教員任期規程第４条に定めるところにより行うものとする。

（１）契約期間は、任期に基づき最長１年間とする。この場合の更新については、採用した日から起算して５年を限度とする

（２）前号に定める契約期間は、必要に応じて最長３年間とすることができる。この場合の更新についても、前号の規定を準用する

２　契約の更新をした後、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合、又は雇入れの日から起算して１年を超える労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く）には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までにその旨予告するものとする。

（就業に関する事項）

第４条　特任助教の就業に関する事項については、別に定めるところによるほか、学校法人神戸薬科大学就業規則第18条、第21条、第22条、第23条及び第44条の定めを除いて準用する。

（給与等）

第５条　特任助教の給与等については、別に定める。

（規程の改正）

第６条　本規程の改正は、教授会の議を経て、理事会が決定する。

附　則

本規程は、2015年12月18日から施行する。

2019年４月１日改正

2024年４月１日改正

2026年４月１日改正